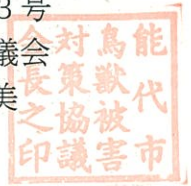


鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の評価報告  
(平成29年度)

30能獣対協発第7号  
平成30年8月27日

秋田県知事 佐竹敬久様

所在地 秋田県能代市上町1番3号  
団体名 能代市鳥獣被害対策協議会  
代表者 会長 斉藤正美



鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記1の第6の1の(1)の規定により、別添のとおり報告する。



鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(平成29年度報告)

能代市鳥獣被害対策協議会

1 被害防止計画の作成数、特徴等

能代市全域で1つの計画を作成  
 ニホンザルについては、平成14年梅内地区で農作物被害が確認されたのをはじまりとして、年々被害地域が拡大し、現在では市の北部、白神山地に接する種梅・常盤両地域全体に広がっている。  
 野菜や水稲、果樹に被害がもたらされており、生産者の意欲が減退し山間農地の荒廃が危ぶまれる中、箱ワナによる捕獲や銃器による追い上げにより被害抑制に努めているが、サルやクマの警戒心が高まり、人気のない頃に田畑へ侵入し被害が拡大している。なお、この数年は集落や個人で電気柵等の設置による対策に取り組んでいる。  
 ツキノワグマは市の中山間部のほぼ全域で出没が確認されているが、単独で行動するため、群れで行動するサルに比べて動きの把握が難しい。  
 農作物や養蜂など被害量は限定的であるものの行動範囲は広範に及び、人の生活圏での目撃も多数あることから人身への被害が懸念される。

2 事業効果の発現状況

被害地域の住民へ追い上げ用花火を配布し住民主体の被害防止を実施  
 ニホンザル被害区域に巡視員を配置し被害状況並びに出没傾向を調査・把握に努めた。  
 期間内のニホンザル捕獲頭数は44頭 ツキノワグマは79頭  
 人材育成としてわな免許取得者へ取得費を助成、3名の新規取得者を確保できた。  
 農作物収穫期前や対象有害獣の出没及び被害状況に応じ実施隊による追い上げやはこわなによる有害捕獲を行い被害防止を実施。

3 被害防止計画の目標達成状況

平成26年度の現状を基に3力年で20%の被害軽減を目標に対策を実施。ニホンザルについては局所的な農作物被害はあるものの期間内の出没傾向はこれまでに比べ減少傾向に転じ、毛かとして被害金額並びに被害面積の目標を達成。  
 ツキノワグマについては平成28年度から急激に出没情報や目撃情報が増え、これに伴い追い上げや有害捕獲回数を増やし対応を行った。併せて防災無線等による注意喚起も実施したが住民の人身被害も発生し農作物被害も拡大した。結果として目標を大きく下回ることとなった。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価	
										対象鳥獣	被害金額(万円)				被害面積(ha)						
											基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値				達成率
能代市鳥獣被害対策協議会	能代市	27	ニホンザル ツキノワグマ	はこわな設置(サル) はこわな設置(クマ) 巡視員の配置	はこわな(サル)13基 はこわな(クマ)9基 巡視員2人	能代市鳥獣被害対策協議会	平成27年度～平成29年度	100%	平成27年度～平成29年度 ニホンザル H27 15頭捕獲 H28 13頭捕獲 H29 16頭捕獲 ツキノワグマ H27 9頭捕獲 H28 21頭捕獲 H29 49頭捕獲 巡視員による活動により実施地区での農作物被害を抑制し出没実態の把握に務めることができた。	ニホンザル	485	387.7	139.1	355	5.29	4.22	1.76	330	ニホンザルについては群れで行動しており、局所的な農作物被害は甚大なものであるが、H27～29は出没頻度や目撃回数が以前に比べ減少し、結果として数値目標を達成することができた。しかしながらサルの行動区域は年々南下しており人里付近まで接近してきていることから、引き続き実施隊を中心として地区住民と協力しながら捕獲や追い払いを行い被害防止に務める必要がある。 ツキノワグマについてはH28から例年に比べ急激に出没頻度や目撃回数などが多くなり、農作物等にも多大な被害が発生した。実施隊による捕獲のほか、防災無線やチラシ・看板による注意喚起を行い被害防止に努めたが結果として目標を大きく下回る結果となった。 被害の多い集落では自家用野菜の作付けをあらかじめ。さらに同様集落が増えている現状にあり、市の被害地域での回覧の調査で被害のため作付けしなかった農地面積が20aと増えています。野菜の作付けをあらかじめ100a以上はと推察されます。野菜の作付けをあらかじめ集落では水稲の食害被害が拡大されています。そして電気柵を個人で設置し防止策をしています。以上のような現状にあり今後の対策の方針として次のことを検討しすすめていただきたいと思います。 従来の対策で猟銃による捕獲が最大効果があり強力的に実施してもらいたい。 次に電気柵の設置も大きな効果も上げており費用も伴いますが被害の大きな地域に一部助成をしながら被害の軽減をはかってもらいたい。また、被害防止対策の効果を上げるべく被害地域住民との話し合いの場を設け意見や要望を聞いてもらうこと。		
		28	同上	同上	同上	同上	同上	同上	100%												
		29	同上	同上	はこわな(サル)13基 はこわな(クマ)11基 巡視員2人	同上	同上	同上	100%												
合計										511.9	409.1	635.6	-120	5.36	4.27	10.56	-477				

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載。  
 2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。  
 3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。  
 4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。  
 5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価